

意見書案第1号

衆議院小選挙区の区割り再考を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月15日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 西 村 和 恭

賛同者

東近江市議会議員 鈴 木 則 彦

東近江市議会議員 青 山 孝 司

衆議院小選挙区の区割り再考を求める意見書

衆議院小選挙区の区割りについては、通常10年ごとの大規模国勢調査の結果を受け、衆議院議員選挙区画定審議会が勧告する区割り改定案に基づき見直すこととされており、現在の選挙区は平成13年の勧告により改定されたものである。

この勧告に当たっては、1票の較差が2倍以上にならないことを基本としながら、市区町村の区域については分割しないことを原則に区割りが行われたが、平成17年2月に合併を行った本市において県下で唯一、滋賀2区と滋賀4区の2選挙区に分割されている状況にある。

平成29年の緊急是正法に基づく改定において、13都道府県で区割りが変更されたが、本県においては見直しがなく、合併後、15年間、分割の状態が続いている。

行政区の区域が分割されたまま常態化することは、地域住民の一体感の醸成や合併効果の発揮の観点から、まちづくりの推進に大きな影響を及ぼしている。さらに、選挙の効率的かつ適正な執行にも支障をきたし続けている。

よって、令和2年大規模国勢調査実施後に行われる選挙区の改定にあたっては、地域住民の一体感の醸成による市の健全な発展と、行政、地勢、交通、歴史的沿革など地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、「市区町村の区域は分割しないことを原則とする」ことを尊重し、分割区を解消した見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年 月 日

東近江市議会議長 市 木 徹

内閣総理大臣

総務大臣 あて

衆・参両院議長